

在宅福祉サービス部会

在宅福祉サービス部会（概要版）

【提言項目】

都下の自治体、及び住民参加型在宅福祉サービス活動団体へのアンケート調査結果に基づく、住民参加型在宅福祉サービス活動支援の充実に関する提言

【在宅福祉サービス部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する62の非営利有償ホームヘルプ実施団体を始めとする住民参加型在宅福祉サービス団体により組織されている。本部会は、住民参加型サービスの発展を図るため、住民参加型サービスの運営に関する連絡調整、住民参加型サービスに関する施策提言・調査研究・研修等、質の向上に関すること等を行っている。

在宅福祉サービス部会（詳細版）

【提言項目】

都下の自治体、及び住民参加型在宅福祉サービス活動団体へのアンケート調査結果に基づく、住民参加型在宅福祉サービス活動支援の充実に関する提言

【現状と課題】

東京都内の自治体、及び各地の住民参加型在宅福祉サービス活動団体（以下、住民参加型団体）を対象に、自治体による活動団体支援の状況と、活動団体の実態を把握し、現状と課題を明らかにするためにアンケート調査を実施した。

- ・アンケート実施時期：19年7月
- ・回答数：自治体62 活動団体53

I 自治体に対するアンケート調査の概要

地域福祉計画において、住民参加型団体を位置づけている自治体は約4割と低いが、地域福祉推進事業の補助や他事業の委託や補助により活動団体に対する支援を行っている自治体は予想外に多かった事が挙げられる。一方で、平成20年度以降については、地域福祉推進事業においては「積極的に活用する」が15自治体に対して、「活用するかどうかを検討中」が20自治体、「活用の予定はない」も19自治体となっていることから、団体支援の継続性は極めて不透明な状況となっている。

また「地域支援事業」や「東京都福祉保健区市町村包括補助事業」における住民参加型団体に対する支援や連携方針についても同様に難しい状況である。

○平成20年度以降の「地域支援事業」における住民参加型団体との支援・連携方針

ア 標記事業の一部を住民参加型団体に委託・補助して実施する	5
イ 標記事業の一部を住民参加型団体に委託・補助して実施する予定	0
ウ 住民参加型団体に委託・補助するかどうか検討中	10
エ 住民参加型団体に委託・補助する予定は無い	34
オ その他	11
NA	2
計	62

※ オの回答のうち、6件は該当団体無し・未把握、3件は該当する事業

○平成20年度以降の東京都福祉保健区市町村包括補助事業における住民参加型団体との支援・連携方針について

ア 標記事業の一部を住民参加型団体に委託・補助して実施する	7
イ 標記事業の一部を住民参加型団体に委託・補助して実施する予定	0
ウ 住民参加型団体に委託・補助するかどうか検討中	10
エ 住民参加型団体に委託・補助する予定は無い	34
オ その他	11
計	62

※オの回答のうち6件は該当団体無し・未把握

「自治体における今後の住民参加型在宅福祉サービス活動への支援・連携の方針」では、「積極的に支援する」「場合によっては支援・連携していく」を含めると6割程度の自治体が前向きの姿勢を示している事から、今後は東京都における区市町村を支援する体制の整備充実が望まれる。

○今後の住民参加型在宅福祉サービス活動に対する支援や連携の方針について

ア 行政のパートナーとして積極的に協働していく	4
イ 積極的に支援・育成していく	9
ウ 場合によっては支援・連携していく	23
エ ボランティア・NPOセンター等を設置するなど間接的に支援していく	6
オ 行政としてはあまり関与するつもりはない	9
カ その他	11
計	62

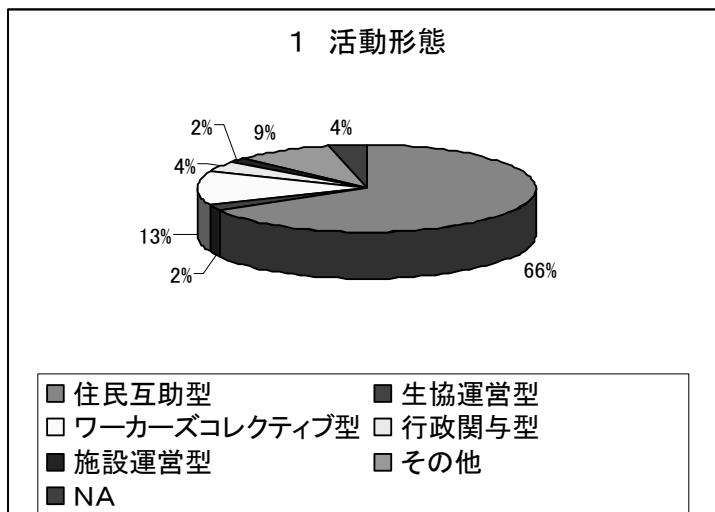
※ カの7件は該当団体無し、未把握と答えている

II 住民参加型在宅福祉サービス団体実態調査の概要

1 活動形態について

今回の調査では社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービスは除いている。

住民互助型	36
生協運営型	1
ワーカーズコレクティブ型	7
行政関与型	2
施設運営型	1
その他	5
NA	2
計	54



2 サービス内容について

住民参加型在宅福祉サービスを中心に取り組みながらも、6割を超える団体が委託事業や制度事業に取り組んでいる。住民参加型在宅福祉サービスの内容としては、家事・介護サービスが全体の約8割となり、給食・配食サービス、移送サービスは共に約3割程度の団体が実施している。住民参加型団体は制度や委託を上回るニーズに対し柔軟な対応をしている。

A 住民参加型在宅福祉サービス	53
B 区市町村からの委託事業	34
C 制度事業	35
D その他	8

※ 1 団体重複回答

3 サービス対象者

高齢者	52
身体障害者	44
知的障害者	35
精神障害者	30
ひとり親家庭	21
産前・産後・子育て世帯	34
難病者	27
外国人世帯	10
その他	8

高齢者、身体・知的・精神障害者、難病者、子育て支援等々サービス対象者が多岐に渡っている現状とともに、所属する自治体を超えてサービスを実施している団体は約5割に上る。住民参加型団体の対象者は固定せず、幅広い、行政だけでは対応できない区民、都民全体を対象としている。今後東京都や自治体等の公的機関には活動団体を支援する体制の整備充実が求められる。

4 担い手のプロフィール

年齢構成は50代が35%、60代以降は45%となっている。現在は高齢の方も担い手として活動しており、同世代の相互扶助が成立している。また、例えばニートの方が担い手として活動に参加するなど、社会的弱者がさらなる社会的弱者を支えている実態もある。今後の住民参加による在宅福祉サービス活動を推進するためには担い手の確保が必須であり、社会に対する活動の意義付け及び広報の充実が求められる。

5 関係団体との連絡会やネットワーク

概ね各団体は自治体毎のネットワークがあり、ネットワークの種別は同様な福祉系や地域包括センターとの連携であり、都レベルや全国レベルでの連携と答えた団体もある。今後の課題は、自治体レベルでのネットワークでは解決できない問題や情報の共有について、広域的な中間団体とのネットワークを充実させながら情報の共有や制度の充実に向けて各地の団体が連携していく必要があるものと考える。

6 地域包括支援センターとの連携状況

地域包括支援センターが各地に設置され、概ね活動団体と何らかの連絡体制が進んできているようだが、「特に連携はない」と答えた活動団体は約2割程度ある。今後、各地の地域包括支援センターはさらなる地域福祉資源の開拓に向け、住民参加型団体との連携や各種の団体支援を推進する必要があるものと考える。一方で、各団体は長年の活動の積み重ねによりインフォーマル・フォーマルな在宅福祉のネットワークを有機的に構築しており、今後も地域福祉を推進するためのコーディネーター機能を担う役割が期待される。また、地域ケア体制の整備推進に向けて、今後は地域の医療機関との連携も課題となる。

協働して事業に取り組んでいる	11
センターが開催する会議に出席している	20
センターからケースの相談が入る	34
センターにケースの相談をしている	23
特に連携はない	11
その他	2

※N A 3 団体

7 自治体支援の状況について

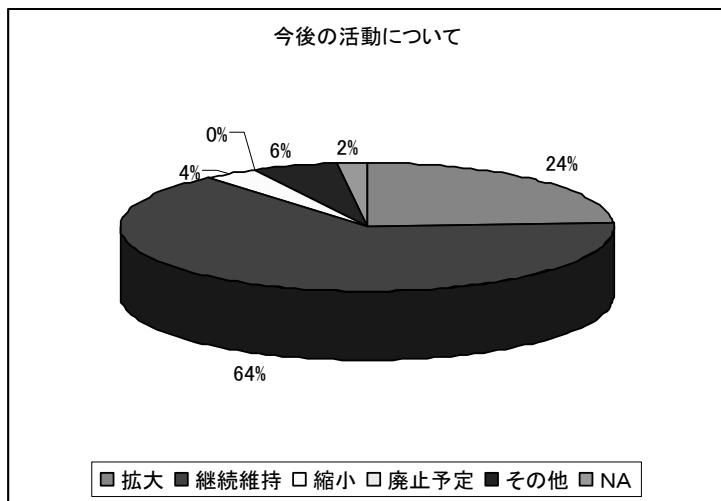
現在受けている支援内容は「事務所等活動場所の提供・費用助成」「経常的運営費に対する補助」「コーディネーター・事務局スタッフ等の人事費補助」「住民参加型在宅福祉サービスの情報提供・広報活動の支援」と、言い換えると「金・拠点・人材・協働・連携」となっている。今後必要とされる支援として、「担い手確保・定着に対する支援」や「研修会費の助成・研修会への参加開放」「専門家(弁護士・税理士・医師)の助言等」も加えていることから、担い手の確保や養成についての支援体制の充実も求められている。

	①現在受けて いる支援	②今後必要とさ れる支援	③特に行政に支 援してほしいこと
1. 事務所等活動場所の提供・費用助成	18	23	24
2. 経常的運営費に対する援助	16	23	21
3. コーディネーター・事務局スタッフ等の人事費補助	17	24	26
4. 担い手の確保・定着に関する支援	3	29	18
5. 研修会費の助成・研修会への参加開放	9	25	13
6. 活動に必要な資材、機器の貸与や費用助成	4	15	9
7. 住民参加型サービスの情報提供・広報活動の支援	7	20	19
8. 他機関や事業所との協働・連携・調整に関する支援	11	22	14
9. 専門家の助言等	9	18	6
10. その他	0	2	3

※複数回答

8 今後の事業の方向性について

補助事業の内容の有無に係わらず活動の継続についての意向では、「継続維持」「拡大」を挙げている団体が約9割にも及んだ。



拡大	13
継続維持	35
縮小	2
廃止予定	0
その他	3
NA	1
計	54

9 住民参加型団体対応事例（調査回答抜粋）

対象者について	相談者・相談時期	依頼内容と支援内容	支援効果
60代 女性 特養入居中 脳腫瘍後遺症4肢麻痺、車椅子	娘 2004年4月	特養入居、外出の機会なし、娘息子共遠方。家族に代わって、障害者交流会館のデイケアに同行依頼。週1回デイケアに同行外出介助。不可の場合は、施設内で話し相手、食事介助など	歌が好きで、楽しい時間が持てるようになった。家族の負担が減った。安心できる人との関わりができて気持も安定
70代 独居男性	他事業所のケアマネ、2007年1月	脳梗塞、高次能機能障害のため、家事一切できない。住居の清潔や健康管理の食事作りを支援	清潔にしても片っ端から汚くされるため、たちまちもともこもなく、困り果てている。片付けの内容は公的サービスの枠外なので自費の有料サービスだからこなせている。
40代女性、独居、精神、身体障害	本人の実母から、1999年11月に。その後母死去。	母の死去後全生活支援(金銭管理、日常生活のノウハウ等)、病院の付き添い(車椅子)介助。外出介助、入浴介助等、時間的には24時間対応。現在は週5、3~5H	当初は母の死で、全くひとりの生活ができない、会が有償、無償と全生活支援、うつが酷かつたが3年後位から徐々に精神安定、自立部分が増えている。

III 課題

活動団体に対するアンケート調査の最後に、公的制度の枠から外れた事例として、この度の調査からは実に多様な困難事例が寄せられた。また、活動団体は今後も活動を継続する意向があることがこの度の調査からも確認できた。また、自治体からも「積極的に支援育成していく」「場合によっては支援・連携していく」など、住民参加型在宅福祉サービス活動団体を支援育成する意向があることも明らかとなり、自治体・住民団体とも相反する要因は何ら見いだせなかつた。

今後は都レベルでの広域的な観点により、住民参加による地域ケア体制の整備を推進するために自治体や住民参加型を推進する施策の充実が望まれるものと考える。

※アンケート調査（活動団体）より一部抜粋

- ・ 公的サービスでは及びにくい、落ち・もれ・谷間の救助要請が多くあり、この部分こそが市民相互援助の担当領と考えられる。従ってこうした市民活動を支援する補助制度が望ましい。
- ・ 都は市が出せは 1/2 だすという事だが、財政難の市に当たっては、補助金 C U T の方向に動いており、減額が著しい。当市では公的な移送サービスが行われていないため、廃止になると困るのは利用者。都には移動サービスがたち行く最低限の支援がほしい。
- ・ 国や都道府県および市区町村におきましても、特養等施設から在宅へという方針が出されていますが、介護保険の枠内では、利用者（家族も含む）・事業者共に対応しきれていません。従って今後も住民参加型在宅福祉サービスは必要であると考えます。

【提言内容】

住民参加型在宅福祉サービス実施団体は、介護保険や自立支援法などの公的制度の転換によるすき間や市場の競争原理の枠外にある多様な福祉ニーズにきめ細やかに対応している。地域住民ならではの柔軟な発想と行動力で、高齢者や障害者、子供等、社会的支援を必要とする人を始め、すべての人が暮らしやすい社会を目指して先駆的、開拓的、実験的に活動を行うと共に、住民が福祉に主体的にかかわりを持ち、地域福祉の担い手となれるよう人材の発掘及び育成機能（コーディネーター）の役割を担っている。

東京都において、昭和63年より「地域福祉振興事業」が取り組まれたことにより、各地に住民参加型在宅福祉サービス活動団体が飛躍的に増えていった。しかしながら区市町村に事業を移行したことから補助の廃止や削減等の影響で、利用者に対するサービスの質や量の低下、ひいては団体の存続をも困難となっている現状がある。住民参加型在宅福祉サービス活動団体が提供する家事援助サービス・食事サービス・移送サービス・ミニデイホームなどの公的制度外となるソーシャルサービスを各地に新たに育成すると共に、現在活動している団体を支援することは東京都における地域ケア体制を整備・推進するためにも重要な課題となる。

以上により、東京都は住民参加型在宅福祉サービス活動団体、及び自治体に対する新たな支援制度を創設し、活動団体に対する運営費や事業費への財源補助及び拠点整備などきめ細やかな支援体制の充実が望まれる。